

第 10 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 10 月 16 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第10回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年10月16日（水） 午後2時から午後2時39分まで
- 2 開催場所 秋田市役所 正庁
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 18人

1番 齊藤善彦	2番 佐々木吉秋
3番 鈴木昇	4番 白岩勝
5番 関正美	6番 相場堅一
7番 加藤淳	8番 武藤真作
9番 星容子	10番 伊藤洋文
11番 三浦宏和	12番 柴田ますみ
13番 佐々木和昭	14番 加賀屋慎一
15番 鎌田悦雄	16番 佐々木繁明
18番 佐々木英久	19番 佐藤きよ子
- 5 欠席農業委員
17番 藤田修
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第44号 農用地利用集積計画（令和6年度第7号計画）に関する件
 - 第6 議案第45号 非農地証明申請に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	熊谷勝
副参事	伊藤弘	副参事	住谷真人
副参事	稲葉隆	主席主査	勝田茂満
主査	幸野善寿	主査	鈴木百愛
主任	齋藤友毅	主任	佐藤知拡
主任	越前屋麻希子		
- 8 書記
主任 越前屋麻希子
- 9 議事録署名委員
14番 加賀屋慎一
15番 鎌田悦雄

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和6年第10回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、18名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第10回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、14番加賀屋慎一委員と15番鎌田悦雄委員をお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第102回常設審議委員会」について、私から報告します。 【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告8の「現況地目照会に係る回答について」までの6件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告3から8までの報告】
議長	以上で、会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告についま

議	長	して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (齋 藤 主 任)		議案書1ページの1件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 。譲渡人は、 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は労力不足により経営縮小を進めており、近所に居住し隣接地を耕作している譲受人に贈与しようとするものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した鎌田一推進委員より報告を受けた私から報告をします。 譲受人、譲渡人ともに私がよく知っている方々です。 さんが現在耕作している田の隣にあり、耕作放棄地のような状況でしたけれども、 さんがぜひ耕作させてほしいということで、贈与することになったようです。特別問題ない案件ですので、よろしくご審議をいただければと思います。 それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第5、議案第44号、農用地利用集積計画（令和6年度第7号計画）に関する件を上程します。

議 長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (越前屋主任)	<p>利用権設定の8件について説明します。議案書の3ページから6ページをご覧ください。</p> <p>番号1。借り手は[]。貸し手は[]。</p> <p>これを含む合計8件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、令和6年度第7号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見等のある方はお願いします。</p>
11番三浦宏和委員	はい。
議 長	11番三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	<p>11番三浦です。</p> <p>借り手の[]についての質問です。[]の耕作者数について、以前は集落営農組織のように大人数だったと記憶していますが、今回の議案書での耕作者数は2人になっています。</p> <p>少し前の総会議案で借り手だった[]は、議案書の耕作者数のほかに手伝いをしている人がいると佐々木和昭委員から伺い、集落営農組織のような形態が残っているとのことでした。こちらはいかがでしょうか。</p>
16番佐々木繁明委員	はい。
議 長	16番佐々木繁明委員、お願いします。
16番佐々木繁明委員	<p>16番佐々木です。</p> <p>[]で以前から耕作している農地であり、貸し手も地元の方から県外の方まで様々です。</p>
議 長	三浦委員、どうですか。
11番三浦宏和委員	<p>11番三浦です。</p> <p>伺いたいのは、以前は[]の耕作者数は12、13人ほどいたと思いますが、議案書では2人になっていますので、先の総会議案の借り手だった[]と同様、[]も農作業の手伝い等は引き続いているなど集落営農のような形態が残っているのかどうか、ということです。</p>
13番佐々木和昭委員	はい。
議 長	13番佐々木和昭委員、お願いします。

13番佐々木和昭委員	13番佐々木です。 私が[]の代表から伺ったところでは、以前と同様に一緒に農作業をしている人もいますし、農繁期には雇用もしているそうです。その点では、先の総会議案の借り手だった[]と似ていると思います。
議 長	三浦委員、よろしいですか。
11番三浦宏和委員	わかりました。
議 長	他にご質問はございませんか。
一 同	なし。
議 長	他にご質問等がないようですので、採決に移ります。 農用地利用集積計画（令和6年度第7号計画）に関する件、8件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第44号、農用地利用集積計画（令和6年度第7号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第6、議案第45号、非農地証明申請に関する件、4件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (勝田 主席 主査)	それでは、議案について説明します。議案書の7ページをご覧ください。 番号1。申請人は[]。土地の所在は下新城岩城字[]ほか3筆。面積は合計358平方メートル。登記地目および現況地目はともに畑。事由について「昭和59年頃から耕作されておらず山林化している。」です。 それでは、非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。現地は令和6年10月3日に確認しております。 続いて番号2。申請人は[]。土地の所在は雄和戸賀沢字[]。面積は261平方メートル。登記地目および現況地目はともに畑。事由について「昭和34年頃から耕作されておらず山林化している。」です。 説明資料は2ページをご覧ください。現地は令和6年10月3日に確認しております。 続いて番号3。申請人は[]。土地の所在は太平目長崎字[]。面積は23平方メートル。登記地目および現況地目はともに畑。事由について「昭和63年頃から耕作されておらず原野化している。」です。 説明資料は3ページをご覧ください。現地は令和6年10月7日に確認しております。 最後に番号4。申請人は[]。土地の所在は飯島飯田一丁目[]。面積は70平方メートル。登記地目および現況地目はともに田。事由について「平成26年頃から耕作されておらず原野化している。」です。 説明資料は4ページをご覧ください。現地は令和6年10月3日に確認し

事務局 (勝田主席主査)	ております。 これら申請地の状況から、『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)において、番号1から3はアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」、番号4はイに規定される「ア以外の場合であって、その土地の周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」により農地に該当しないと考えられます。 なお、番号4について本日欠席の17番藤田修委員から特に問題なしと連絡を受けております。 説明は以上です。
議長	それでは、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに、番号1について、現地調査を行った7番加藤淳委員から報告をお願いします。
7番加藤淳委員	7番加藤です。10月3日に、伊藤貞美推進委員と藤嶋推進委員と現地確認をしました。この周辺は今までも何件か非農地証明申請されたところがあり、道がなく現地までたどり着けない状況です。よろしくご審議をいただければと思います。
議長	次に、番号2について、現地調査を行った10番伊藤洋文委員から報告をお願いします。
10番伊藤洋文委員	10番伊藤です。10月3日、事務局職員と現地確認をしました。時々近くを通りますが、何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議をいただければと思います。
議長	次に、番号3について、現地調査を行った18番佐々木英久委員から報告をお願いします。
18番佐々木英久委員	18番佐々木です。資料に記載の推進委員、事務局職員と現地確認をしました。特に問題はありませぬ。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は議事参与案件がございますので、番号1の議事参与案件から採決します。 19番の佐藤きよ子委員の退席をお願いします。
議長	【19番佐藤きよ子委員退席】 非農地証明申請に関する件の番号1について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

一 議	同 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしの声がありましたので、非農地証明申請に関する件の番号1について、原案のとおり証明することにいたします。 19番の佐藤きよ子委員の着席をお願いします。</p>
一 議	同 長	<p>【19番佐藤きよ子委員着席】</p> <p>次に、議事参与案件を除いた3件につきまして、一括して採決いたします。 これらの案件につきまして、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
一 議	同 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしの声がありましたので、議事参与案件を除いた3件につきまして、原案のとおり証明することにいたします。 以上により、日程第6、議案第45号、非農地証明申請に関する件を、全て原案のとおり証明することに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p>
(午後2時39分終了)		

書 記

議 長

議事録署名委員
